

↳ 利子割の還付を均等割と相殺

Q : 住民税の利子割が均等割と相殺できるようになったと聞きましたが、どういうことですか？

A : これまでは、利子割の還付があっても均等割から控除することができなかったのですが、4月以後開始事業年度からは相殺することが認められることになりました。

【解説】

法人の住民税には、利益から算出する法人税割額と会社の規模などを基準に課される均等割額とがあります。

地方税では、受け取った預金の利子や公社債の利子から、5% (所得税15%) の利子割が源泉徴収されることになっていますが、その源泉徴収税額は、法人の住民税割額から控除され(均等割額からは控除されない)、控除しきれない額がある場合には、還付されることになっています。

つまり、控除を受けるには、いったん均等割額を納めて、その後に控除不足額が還付されるということになっていました。

こうした不便な制度を解消するため、納税者の選択により、還付される利子割額と均等割額が相殺できる措置が講じられ、今年度の税制改正でその明確化が図られました。

これにより、今後は、均等割との相殺を選択した場合には、均等割額が還付額より多ければ、差額を納付し、少なければ、残額が還付されるようになります。

この制度の適用は、平成19年4月1日以後開始事業年度からです。

